

## 遅延理由書

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律第9条の2第2項により施術所を休止、廃止又は再開した日から10日以内に休止届、廃止届又は再開届を提出しなければならないところ、(理由)  
\_\_\_\_\_のため遅延いたしました。

今後、このようなことのないように注意いたしますので、よろしくお願いたします。

年 月 日

松山市保健所長 殿

住所

氏名